

社会福祉法人 和光福祉会

役員等報酬・費用弁償等に関する規程

社会福祉法人和光福祉会

役員等報酬・費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人和光福祉会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事（理事長を除く。）が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。但し、役職を兼ねている場合は、一つの役職によってのみ支給する。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(役員勤務報酬)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人和光福祉会ドレミ保育園の旅費規程に準じ支給する。

2 特別な事情により、前項により難しいときは、その都度理事長が決定する。

附 則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。